

## 審査請求の対象とならないもの

次の事項については、社会保険審査官に対する審査請求の対象にはなりませんのでご注意ください。

### 《共通》

- 決定（処分）の行われていないもの
  - 保険者の対応（説明誤り、説明不足等の不服を含む）に関する事
  - 陳情、要請（要望）に関する事
  - 不明な点についての回答や調査を求める事
  - 現行の制度等に対する不服に関する事
  - 保険者の不作為によるもの
- （※事業所に対する保険料関係については、社会保険審査会）

### 《健康保険関係》

- 被扶養者の認定に関する事
- 第三者行為による事故の求償に関する事
- 医療費の返還に関する事
- 「医療費通知」「傷病手当金の期間満了事前通知」等の文書に関する事

### 《年金関係》

- 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正請求に係る年金審査課の決定に関する事
- 障害給付に係る診断書の記載内容に関する事
- 障害給付に係る「障害状態確認届」による等級変更がないことに関する事
- 物価スライド特例水準に関する事
- 国民年金保険料の過誤納における還付に関する事

※これは、主な例であり、これ以外にも対象とならないものもあります。